

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年6月22日

支出負担行為担当官

北海道開発局函館開発建設部長 岡下 淳

1 業務概要

- (1) 業務名 一般国道230号 今金町 神丘視距改良用地調査業務
(電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務目的

本業務は、一般国道230号今金町神丘視距改良工事に伴い、必要な事業用地の取得等のために支障となる物件等の適正で公正な補償額を得るための調査算定を行うことを目的とする業務である。

(3) 業務内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

- | | |
|---------------------|-------|
| ・生産設備の調査算定 | 1 設備 |
| ・附帯工作物(独立工作物)の算定 | 1 箇所 |
| ・動産(外部動産)調査算定 | 1 事業所 |
| ・その他通損 移転雑費の算定 | 2 所有者 |
| ・移転工法案検討(企業内容等の調査) | 1 事業所 |
| ・移転工法案検討(敷地使用実態の調査) | 1 事業所 |
| ・消費税等調査(営業調査無)の調査 | 1 事業者 |

(4) 成果物について

成果物は、特記仕様書第13条のとおりとする。

(5) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年10月27日まで。

- (6) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

本案件は、電子入札システムにおいては公募型競争入札方式を利用して実施する。

したがって、電子入札システムでの案件検索にあたっては「公募型競争入札方式」を選択するとともに、「参加表明書」は「競争参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)として提出し、また「指名/非指名通知書」は「競争参加資格確認通知書」として取り扱うこと。

- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行

う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における業種区分「補償関係コンサルタント」に係る令和5・6年度一般競争参加資格の決定を受けていること。
また、一般競争参加資格の決定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記の一般競争参加資格の決定を受けていなければならない。
- (3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (8) 北海道内に営業拠点（本支店・営業所）を有するものであること。なお、営業所等に関する確認資料の提出を求めることがある。
- (9) 「補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）」第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門において登録を受けていること。
- (10) 競争参加資格確認申請者は、以下のいずれかの実績を有する者とする。
 - ア 平成25年度以降入札公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）のうち、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した、登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（令和2年12月23日国不用第35号）（以下「運用通知」という。）記1の別紙に掲げる登録部門のうち、物件部門に係る業務（以下「同種業務」という。）について、北海道内で実績を有すること。ただし、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合は、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。
 - イ 平成26年度以降入札公告日までに完了した業務のうち、中間貯蔵施設整備事業について環境省が発注した同種業務について、同省の証明を受けた1件以上の実績を有すること。
- (11) 令和2年度から令和3年度末までに完了した業務のうち、北海道開発局発注の

補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

(12) 配置予定の管理技術者は下記ア、イ及びウのすべての条件を満たす者であること。

なお、下記イ及びウにおける対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象機関に加える事ができる。この場合、休業を証明できる書類を添付すること。

ア 次のいずれかの資格等を有する者。

(ア) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門の「補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）」。

(イ) 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる登録部門のうち、物件部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

(ウ) 登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者。

(エ) 運用通知記2(5)に定める者のうち、「補償業務全般に関する指導監督的実務経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者」。

(オ) 公益社団法人土地改良測量設計技術協会が認定し、土地改良補償業務管理者等登録名簿に登録された土地改良補償業務管理者。

イ 平成25年度以降入札公告日までに完了した同種業務の実績を有する者。

同種業務の実績は、担当技術者として従事した業務経験又は発注機関の調査職員（監督職員）として従事した同種業務の経験も実績として認める。ただし、北海道開発局発注業務（北海道開発局発注業務の実績がない場合は、地方整備局、国土技術政策総合研究所、国土地理院及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務）の業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

ウ 令和2年度から令和3年度末までに完了した業務について、管理技術者として従事した北海道開発局発注の補償関係コンサルタント業務の平均業務評定点が60点未満でないこと。ただし、当該業務成績がない場合は、この限りではない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒040-8501 北海道函館市大川町1番27号

北海道開発局函館開発建設部契約課 上席契約専門官

電話0138-42-7532(ダイヤル)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。なお、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を電話で申し込むこと。申込み受付後、交付する。

交付期間：令和5年6月22日(木)から令和5年7月31日(月)までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から17時00分まで」。(最終日は入札受付締切予定)

時刻である13時00分)

交付場所：上記3(1)に同じ。

(3) 申請書等の提出期間及び方法

令和5年6月22日（木）から令和5年7月4日（火）12時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出場所は上記3(1)に同じ。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）及び託送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和5年7月31日（月）13時00分。

イ 紙により持参する場合の提出期限は、令和5年7月31日（月）13時00分。提出先は、北海道開発局函館開発建設部契約課 上席契約専門官。

ウ 郵送又は託送による入札の受領期限は、令和5年7月31日（月）13時00分。

郵送又は託送先は、北海道開発局函館開発建設部契約課上席契約専門官。

開札は、令和5年8月3日（木）13時15分 北海道開発局函館開発建設部入札室にて行う。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 詳細は、入札説明書による。